

5 環 廃 第 282 号
令和 6 年 2 月 27 日

産業廃棄物処理業者 様

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長

新型コロナウイルス感染症に伴う講習会の特例の取扱いについて

日頃から、本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、(特別管理)産業廃棄物処理業の許可基準のうち、申請者の能力に係る基準として公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する各申請に応じた講習会の修了した者であることとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により同センターが講習会の開催を中止・延期したことから、申請時に必要としている講習会の修了証については講習会が再開され次第、速やかに講習会を修了し、修了できない場合には申請を取り下げる旨の誓約書を添付いただくという措置を令和 2 年から行ってきました。

しかしながら、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症に引き下げられたことや講習会の開催状況、他縣市等の取扱い等を勘案し、令和 6 年 6 月 30 日で特例措置を終了することとしますのでお知らせします。

今後の取扱いの変更にあたり、本市ウェブサイトに掲載しています該当部分について、令和 6 年 3 月 1 日から修正しますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
産業廃棄物審査係
電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 3 9 1